

平成31年3月18日

第21回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第21回総会議事録

1. 日 時 平成31年3月18日（月）午後1時30分
2. 会 場 吉井田支所 大会議室
3. 出席委員 24名
4. 出席の委員
1番 小山 正雄 2番 佐藤 秀雄 3番 柴山 栄重
4番 片平 隆 5番 加藤 良子 6番 宍戸 忠一
7番 渡邊 敏明 8番 加藤 功 9番 油井 妙子
10番 渡邊 俊春 11番 大宮 篤司 12番 菅野 善晴
13番 佐藤ミツエ 14番 渡邊 賢一 15番 尾形 寅昭
16番 古関 恵子 17番 関 健一 18番 安田 善喜
19番 渡邊 友一 20番 黒澤喜久夫 21番 齋藤 貴裕
22番 宍戸 薫 23番 鈴木 顯典 24番 芳賀 正寿
5. 欠席の委員 なし
6. 事務局の出席者
事務局 長 石川 英弥
庶務係 長 遠藤 彰 主 査 羽田 瑠美
農地係 長 阿部 裕一 主 査 梅宮 央樹

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第4号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出について
- 第5号 福島市農用地利用集積計画の議決について
- 第6号 荒廃農地の発生・解消に関する調査に係る農地の判断について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 地目変更登記に係る照会に対する回答（調査結果）について
- 第6号 農業者年金業務（1）老齢年金支給裁定について

農地係長 ご案内の時間となりましたので、開会に先立ち 宍戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長 (会長から開催に先立ちあいさつ)

農地係長 それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、進行を会長をお願いいたします。

議長 それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。

農地係長 欠席の報告ありません。

議長 事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、24名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び第30条に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第23期第21回総会を開催いたします。

福島市農業委員会会議規則第20条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。

10番：渡邊 俊春 委員、23番：鈴木 顯典 委員 を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の梅宮主査を指名いたします。

福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。会期は、本日15時30分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[異議なし。]

議長 ご異議ございませんので、会期は本日15時30分までと決定いたします。

議案を上程いたします。事務局に議案名の朗読を願います。

農地係長 【議案第1号から報告までを上程する。(189件)】

合計189件、平成31年3月18日提出、福島市農業委員会会長 宍戸 薫 以上です。

議長 議案第1号について事務局の説明を求めます。

農地係長 2ページをお開きください。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転10件、賃借権設定4件、使用貸借権設定4件の計18件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

2番 議長2番(発言を求める。)

議長 2番(発言を許可する。)

2番 区域番号1番、整理番号1番及び2番のご説明をいたします。1番は譲渡人と譲受人の共有地持分2分の1ずつで、耕作している譲受人に所有権を移転するものです。2番は経営規模の拡大で水稻を栽培するものです。いずれも営農されている専業農家の方で、区域協議会では許可相当と判断されました。審議の程よろしくをお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長
農地係長
ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
区域番号2番、整理番号3番から3ページ、6番までの4件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長
6番
議長
6番
調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
議長6番（発言を求める。）
6番（発言を許可する。）
区域番号2番、整理番号3番から6番についてご説明申し上げます。3番は、譲受人は経営規模の拡大で桃を栽培するため問題なし。4番は経営移譲年金受給のための再設定で譲受人である子供が耕作しているため、問題なし。5番、6番は譲渡人が同じで、譲受人が5番は花木を栽培予定で、問題なし。6番はブルーベリーを栽培する計画で、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長
只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔異議なし。〕

議長
農地係長
ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
区域番号3番、整理番号7番及び8番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長
8番
議長
8番
調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
議長8番（発言を求める。）
8番（発言を許可する。）
区域番号3番、整理番号7番及び8番についてご説明いたします。7番についてですが、自作地は営農されており、経営規模の拡大で問題なし、8番は譲受人の経営規模の拡大で耕作するもので区域協議会では何ら問題ないと判断いたしました。皆様ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長
只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔異議なし。〕

議長
農地係長
ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
区域番号4番、整理番号9番から4ページ、12番の4件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長
14番
議長
14番
調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
議長14番（発言を求める。）
14番（発言を許可する。）
区域番号4番、整理番号9番から12番についてご説明申し上げます。9番及び10番は、譲受人は経営規模の拡大で問題なし。11番及び12番は、譲受人が農業後継者で経営規模の拡大で、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長
只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔異議なし。〕

議長
農地係長
ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
区域番号5番、整理番号13番及び14番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
16番	議長16番（発言を求める。）
議長	16番（発言を許可する。）
16番	区域番号5番、整理番号13番及び14番についてご説明申し上げます。13番は譲受人の経営規模の拡大で問題なし。14番は、いちご、大豆、きゅうり等の野菜を栽培しており、使用貸借権を改めて設定しなおすもので、いずれも区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議の程よろしくお願ひします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号6番、整理番号15番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
21番	議長21番（発言を求める。）
議長	21番（発言を許可する。）
21番	区域番号6番、整理番号15番についてご説明いたします。15番についてですが、孫が祖父の経営基盤を引き継いで新規営農を行うもので、区域協議会では何ら問題ないと判断いたしました。皆様ご審議の程、よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号7番、整理番号16番から18番の3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番（発言を求める。）
議長	24番（発言を許可する。）
24番	区域番号7番、整理番号16番から18番についてご説明いたします。16番については、譲渡人が高齢のため、申請地は自作地続きで耕作する譲受人に所有権移転するものであり、自作地は営農されており、問題なし。17番及び18番は農業をしている一般法人である譲受人の経営規模の拡大で耕作するもので、区域協議会では許可相当と判断いたしました。皆様ご審議の程、よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	異議なしと認め、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から18番までの18件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。
農地係長	6ページをご覧ください。議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する

処分についての案件は、市街化調整区域の自己転用1件で、市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障をおよぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

2番 議長2番（発言を求める。）

議長 2番（発言を許可する。）

2番 区域番号1番、整理番号1番についてご説明します。1番は、認定こども保育園の建設工事のために必要な重機等の搬入用通路及び資材置場敷地の一時転用で、周辺農地の影響はなく区域協議会では許可相当ということで判断いたしました。また申請地については食育教育のために確保した畑であるため、7月末には畑に戻すということを確認しております。ご審議お願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

[異議なし。]

議長 それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

[異議なし。]

議長 異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。

農地係長 7ページをご覧ください。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転2件、賃借権設定2件、使用貸借権設定3件の計7件の許可申請で市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

2番 議長2番（発言を求める。）

議長 2番（発言を許可する。）

2番 区域番号1番、整理番号1番についてご説明します。1番は、分家住宅敷地で周辺農地の営農条件に支障をきたす恐れもないということで、区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議お願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

[異議なし。]

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号2番及び3番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

6番 議長6番（発言を求める。）

議長 6番（発言を許可する。）

6番 区域番号2番、整理番号2番は、露天自動車置場敷地で、譲受人は自動車販売をしており、特に区域協議会の中では問題ないということでございました。整理番号3番は宅地拡張敷地で入り口付近の敷地面積の拡大で、周辺農地に影響なく区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 [異議なし。]

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号4番から、8ページ6番の3件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

10番 議長10番（発言を求める。）

議長 10番（発言を許可する。）

10番 区域番号3番、整理番号4番から6番についてご説明いたします。4番は、携帯基地局建設の工事用敷地の一時転用で営農条件に支障なく、特に区域協議会の中では問題ないということでございました。5番と6番は関連案件で、6番の分家住宅を建てるために南側に排水パイプを通すために、営農に支障ないように埋設し一時転用するものです。いずれも周辺の営農条件に支障なく区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 [異議なし。]

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号7番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

16番 議長16番（発言を求める。）

議長 16番（発言を許可する。）

16番 区域番号5番、整理番号7番についてご説明いたします。7番は譲受人が建てるハウスへの通路及び駐車場敷地として転用するもので、周辺農地に支障はなく区域協議会では許可相当と判断いたしました。審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 [異議なし。]

議長 それでは簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

議長 [異議なし。]

議長 異議なしと認め、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から7番までの7件について、原案のとおり決定いたします。

農地係長 次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。

農地係長 9ページをご覧ください。議案第4号、農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出についての案件は、耕作者自らが200㎡未満の農業用施設として転用したことの証明願出で、農地転用は例外的に許可を要しない案件です。

証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、証明の要件を満たす農業用施設として利用されていることを確認いたしました。

区域番号6番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議長 21番（発言を許可する。）

21番 区域番号6番、整理番号1番についてご説明申し上げます。2月26日に農業委員と農地利用最適化推進委員と事務局の3者で現地確認をしてみました。農業用倉庫として施設の概要通り利用されていることを確認いたしました。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

[異議なし。]

議長 それでは簡易採決により、議案第4号について異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

[異議なし。]

議長 異議なしと認め、議案第4号農地法第29条第1号該当農地転用証明願出について、整理番号1番の1件、原案のとおり証明と決定いたします。

次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。

農地係長 10ページをご覧ください。議案第5号、福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、利用権設定等について福島市長より意見を求められた案件です。

一般分のうち貸付が77件、234,991㎡、所有権移転が2件、3,550㎡、福島県農業振興公社への貸付分が10件、37,395㎡、JAふくしま未来・農地利用集積円滑化団体への貸付分17件、46,277㎡で、いずれの計画も経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

議案書11ページ、区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

2番 議長2番（発言を求める。）

議長 2番（発言を許可する。）

2番 区域番号1番、整理番号1番について、ご説明いたします。譲渡人は原発事故で耕作できなかつたところを、設定を受ける者は、米と桃を大規模に栽培している専業農家で区域協議会では問題なしと判断いたしました。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

[異議なし。]

議長 ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号2番から、12ページ、8番までの7件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

6番 議長6番（発言を求める。）

議長 6番（発言を許可する。）

6 番 区域番号2番、整理番号2番から8番について、再設定の案件はいずれも耕作されており問題なしと区域協議会では判断いたしました。4番について、譲渡人は高齢で耕作することができず、設定を受ける者は専業農家で区域協議会では問題なしと判断いたしました。8番は新規設定が一筆ありますが、設定を受ける者は営農することが可能で、区域協議会では問題ないと判断いたしました。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔異議なし。〕

議長 農地係長 ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。
議長 農地係長 議案書13ページ、区域番号3番、整理番号9番から15ページ、20番までの12件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。

議長 議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
議長 10番 議長10番（発言を求める。）
議長 議長 10番（発言を許可する。）
議長 10番 区域番号3番、整理番号9番から20番について、新規案件については昨年まで作付がしてあり継続して営農が可能です。再設定についても設定を受ける者はいずれも専業農家で耕作しており、現地確認もしております。区域協議会では問題なしと判断いたしました。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔異議なし。〕

議長 農地係長 ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。
議長 農地係長 区域番号4番、整理番号21番から17ページ、31番までの11件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。

議長 議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
議長 14番 議長14番（発言を求める。）
議長 議長 14番（発言を許可する。）
議長 14番 区域番号4番、整理番号21番から31番までについて、ご説明いたします。再設定についても慎重に区域協議会で判断いたしました。新規設定についてご説明します。24番は設定を受ける者が手広く営農しておりまして、25番については後継者が営農するものであります。28番、29番については譲渡人の耕作ができなくなりそれぞれ近くを耕作する譲受人に依頼するもので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔異議なし。〕

議長 農地係長 ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。
議長 農地係長 区域番号5番、整理番号32番から19ページ、47番までの16件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。

議長 議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
議長 16番 議長16番（発言を求める。）
議長 議長 16番（発言を許可する。）
議長 16番 区域番号5番、整理番号32番から36番について、再設定の案件はいずれも耕作されており問題なしと区域協議会では判断いたしました。また新規設定の案件については、現在農業

を行っている法人が適切に耕作するもので区域協議会では問題なしと判断いたしました。

15番 議長 議長15番（発言を求める。）

15番 議長 15番（発言を許可する。）

15番 議長 整理番号37番から47番について、再設定の案件はいずれも耕作されており問題なしと区域協議会では判断いたしました。新規設定については、設定を受ける者はいずれも地元できちんと営農している方で区域協議会では問題なしと判断いたしました。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

1番 議長1番（発言を求める。）

議長 1番（発言を許可する。）

1番 40番についての案件ですが、田んぼで土地の地籍が914の内900㎡、1,238の内1000㎡となっているが借りない土地は何に使っているのか。

15番 議長15番（発言を求める。）

議長 15番（発言を許可する。）

15番 農地係長 あぜ道や法面など使わない部分を除いた面積になっております。

農地係長 法面を除き、耕作する水張面積について、申請人から申請のあった面積を記載したのになります。農業振興室に助成金の申請をした面積と同様に記載のあったのになります。

議長 その他、ご意見、ご質問ございませんか。

[異議なし。]

議長 農地係長 ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 20ページ、区域番号6番、整理番号48番から22ページ、56番までの9件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議長 21番（発言を許可する。）

21番 区域番号6番、整理番号48番から56番について、再設定の案件はいずれも耕作されており問題なしと区域協議会では判断いたしました。新規についても設定を受ける者は耕作可能で区域協議会では問題なしと判断いたしました。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

1番 議長1番（発言を求める。）

議長 1番（発言を許可する。）

1番 整理番号48番について設定期間が一年だけで、経営ができるものなのでしょうか。

21番 議長21番（発言を求める。）

議長 21番（発言を許可する。）

21番 水田ですので、1年周期での営農は可能です。

20番 議長20番（発言を求める。）

議長 20番（発言を許可する。）

20番 補足でのご説明いたします。譲渡人は今年の営農が難しいため、譲受人に依頼するものであり今年単独の依頼になる予定です。

議長 その他、ご意見、ご質問ございませんか。

[異議なし。]

議長	ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号7番、整理番号57番から27ページ77番までの21件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番（発言を求める。）
議長	24番（発言を許可する。）
24番	区域番号7番、整理番号57番から77番について、ご説明いたします。新規設定、再設定ともに、設定を受ける者はいずれも耕作できるため、区域協議会では問題なしと判断いたしました。なお、64番は梨で1年の設定期間になっておりますが、当初去年の秋で返却する予定でしたが、次に耕作する人が見つかるまで1年の猶予が欲しいということで、再設定するものです。ご審議の程よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	議案書28ページ、所有権移転分ですが、区域番号4番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
14番	議長14番（発言を求める。）
議長	14番（発言を許可する。）
14番	区域番号4番、整理番号1番及び2番について説明いたします。1番は譲受人が大規模農家で、問題なしと区域協議会では判断いたしました。2番につきましては譲受人が耕作可能で問題ないと区域協議会では判断いたしました。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	29ページ、福島県農業振興公社への貸付分ですが、区域番号2番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
6番	議長6番（発言を求める。）
議長	6番（発言を許可する。）
6番	区域番号2番、整理番号1番及び2番の2件ですが、設定を受ける者が営農を行えるとのことでしたので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号4番、整理番号3番から30ページ、5番までの3件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
14番	議長14番（発言を求める。）
議長	14番（発言を許可する。）

1 4 番	区域番号4番、整理番号3番から5番の件ですが、公社を通じて、優秀な農家である者が耕作するもので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号5番、整理番号6番から9番までの4件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
1 5 番	議長15番（発言を求める。）
議長	15番（発言を許可する。）
1 5 番	区域番号5番、整理番号6番から9番の件ですが、公社を通じて貸し付けるものでありまして、法人が耕作するもので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	31ページ、区域番号7番、整理番号10番の1件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
2 4 番	議長24番（発言を求める。）
議長	24番（発言を許可する。）
2 4 番	区域番号7番、整理番号10番の件ですが、地元で実績のある方が耕作するとのことでしたので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	議案書32ページ、JAふくしま未来分ですが、区域番号2番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
6 番	議長6番（発言を求める。）
議長	6番（発言を許可する。）
6 番	区域番号2番、整理番号1番について、譲渡人は高齢で耕作が難しく、譲受人は大規模に果樹栽培をしており、区域協議会では問題なしと判断いたしました。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号3番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
1 0 番	議長10番（発言を求める。）
議長	10番（発言を許可する。）
1 0 番	区域番号3番、整理番号2番について、再設定で耕作されており、区域協議会では問題なし

と判断いたしました。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔異議なし。〕

議長 ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号3番から8番までの6件、詳細は「議案書」のとおりです。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

14番 議長14番（発言を求める。）

議長 14番（発言を許可する。）

14番 区域番号4番、整理番号3番から8番について、再設定については耕作されており、区域協議会では問題なしと判断いたしました。3番については設定するものが高齢になり、後継者に賃借権設定するものであります。5番については避難者の方がこちらに住居を構え、農業経営を維持するものであります。いずれも区域協議会では問題なしと判断いたしました。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔異議なし。〕

議長 ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 33ページ、区域番号5番、整理番号9番の1件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。

18番 議長18番（発言を求める。）

議長 18番（発言を許可する。）

18番 整理番号9番については、私が代表を務めている法人が申請しました、利用権設定についての案件ですので、農業委員会に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。

議長 議事を一時休議します。18番、一時退席願います。

18番 〔一時退席する。〕

議長 それでは、議事を再開します。
調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

15番 議長15番（発言を求める。）

議長 15番（発言を許可する。）

15番 区域番号5番、整理番号9番について、再設定で法人が続けて耕作するもので区域協議会では問題なしと判断いたしました。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔異議なし。〕

議長 ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号10番から34ページ、17番までの8件、詳細は「議案書」のとおりです。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 区域番号7番、整理番号10番から17番について、再設定であり計画のとおり、譲り受ける方が適正に耕作するものとして区域協議会では判断いたしました。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔異議なし。〕

議長 それでは簡易採決により、議案第5号について、意義の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔異議なし。〕

議長 異議なしと認め、議案第5号福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。
18番が入室しますので、議事を一時休議いたします。

18番 〔入室、着席する。〕

議長 それでは議事を再開します。
次に、議案第6号について事務局の意見を求めます。

農地係長 35ページをご覧ください。議案第6号 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に係る農地の判断についての案件は、農地に該当するか否かの判断を所有者より求められた案件です。依頼に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、いずれも農地としての復元は困難であり、また、復元しても周囲の状況から農地としての継続的な利用は見込めないものと考えます。
区域番号6番、整理番号1番から3番の3件、詳細は「調査書」のとおりです。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議長 21番（発言を許可する。）

21番 1番から3番についてですが、2月26日に農業委員と農地利用最適化推進委員と事務局との合同調査の結果、申請地は山林化しており非農地となっていることを確認いたしました。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔異議なし。〕

議長 それでは簡易採決により、議案第6号について、意義の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔異議なし。〕

議長 異議なしと認め、議案第6号 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に係る農地の判断について、整理番号1番から3番の3件、原案のとおり決定いたします。
次に、報告を事務局よりお願いします。

農地係長 議案書36ページ、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について、区域番号1番、整理番号1番から37ページ、12番までの12件、区域番号2番、整理番号13番から38ページ、17番までの5件、区域番号3番、整理番号18番から20番までの3件、区域番号4番、整理番号21番及び22番の2件、区域番号5番、整理番号23番及び24番の2件、39ページ、区域番号6番、整理番号25番の1件、区域番号7番、整理番号26番から28番までの3件、以上28件について、記載内容の受理を行っております。
議案書40ページ、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、区域番号2番、整理番号1番及び2番の2件、区域番号3番、整理番号3番及び4番の2件、区域番号4番、整理番号5番の1件、41ページ、区域番号7番、整理番号

6番の1件、以上6件について、記載内容の受理を行っております。

議案書42ページ、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、区域番号2番、整理番号1番及び2番の2件、区域番号3番、整理番号3番及び4番の2件、区域番号4番、整理番号5番及び43ページ、6番の2件、以上6件について記載内容の受理を行っております。

議案書44ページ、報告第4号農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について、区域番号2番、整理番号1番及び2番の2件、区域番号4番、整理番号3番の1件、区域番号5番、整理番号4番の1件、区域番号6番、整理番号5番及び45ページ、6番の2件、以上6件について記載内容の受理を行っております。

議案書46ページ、報告第5号、地目変更登記に係る照会に対する回答（調査結果）について、区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、区域番号2番、整理番号3番及び4番の2件、区域番号4番、整理番号5番の1件、以上5件について、記載内容の回答を行っております。

議案書47ページ、報告第6号、農業者年金業務（1）老齢年金支給裁定について、区域番号4番、整理番号1番及び2番の2件について、進達し裁定されたものです。

議長 只今の報告について、ご質問等ございませんか。

〔質問等なし。〕

議長 ご質問等ございませんので、以上で報告を終了します。

次に、2月18日に開催しました、農業後継者連絡協議会との懇談会について、農業後継者対策小委員会委員長の渡邊敏明委員より報告をお願いします。

渡邊委員 2月18日に福島テルサで、農業後継者12名を迎えて懇談会を行いました。「遊休農地対策について」、「異常気象の今後の影響と対策について」、「農業委員会から農業後継者に伝えたいこと」のテーマを3つ設けまして懇談いたしました。時間が足りず、3つ目については話し合う時間が十分に取れませんでした。その後の懇親会で活発な意見も出て、有意義な会議となりました。

議長 次に、3月6日に行われました、平成30年度女性農業委員活動推進シンポジウムに、女性農業委員3名が参加されましたので、代表して佐藤ミツエ委員から報告をお願いします。

佐藤委員 3月6日に東京の永田町にあります砂防会館にて、平成30年度第15回女性の農業委員会活動推進シンポジウムに参加してまいりました。スローガンは「未来につなげよう。地域の農業と農地」と題し、これからの農業は女性の笑顔と楽しい対話が重要となると初めにお話がありました。講演は「地域の農地を活かし、残し、耕し続けるために～進めよう地域での話し合い～」の題目で一般社団法人会議ファシリテーター普及協会の代表釘山健一氏からお話がありました。次に農業者年金基金から「農業者年金のメリットと加入推進」についてわかりやすく説明があり、年金加入の重要性について考えさせられました。最後にパネルディスカッションがあり、「農地利用の最適化を実践しよう」のテーマで三人のパネラーのお話を聞きました。それぞれの地域で行われている農地の集約により、利便性が大きく向上した事例について説明がありました。どの方も努力することにより農業がよくなるように工夫されているのがよくわかりました。

議長 次に、行事報告及び予定につきましては、先に開催されました各区域協議会においてご報告いたしました。追加、変更等があれば、事務局より報告願います。

農地係長	追加、変更等ございません。
議長	その他、皆様からなにかございませんか。 〔その他、発言なし。〕
議長	何もないようですので、これで本日の議事を全て終了いたします。 閉会のことばを大宮篤司会長職務代理よりお願いいたします。
会長職務代理	〔大宮職務代理より閉会の言葉〕
議長	慎重審議ありがとうございました。 これで、第21回総会を終了いたします。

(午後3時15分)

平成31年3月18日

これは、福島市農業委員会第21回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 _____

議事録署名人 10番 _____

議事録署名人 23番 _____